

内部統制システムに関する基本方針

会社法第 362 条第 5 項および第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項および同規則同条第 3 項の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）を、以下のとおり整備する。尚、この内部統制システムの整備については、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、より実効性のあるシステムの構築・運用に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人（執行役員及び職員。以下同じ）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) セイケイは、法令遵守及び倫理維持(以下「コンプライアンス」という)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「株式会社セイケイ役職員行動規範」を制定し、役職員の全ての適用対象者に遵守を求める。
 - (2) 代表取締役社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」）を委員長とし、社内で選出された職員を委員とするコンプライアンス検討会及び代表取締役社長、専務取締役が出席するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスに関する情報の収集、認識した問題についての対応策の検討等を目的として、原則として前者は年 4 回、後者は年 2 回定期的に開催する他、必要に応じて都度開催する。
 - (3) コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、入社時研修、全社集会、コンプライアンス検討会等の機会を捉えてコンプライアンス教育を実施する。
 - (4) コンプライアンスに関する内部通報窓口(以下「内部通報窓口」という)は、社外の弁護士事務所及び第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士及び第三者機関については、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

セイケイは、内部通報を行った者については、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知徹底する。
 - (5) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
 - (6) 取締役及び使用人の業務執行における法令・定款・社内規程等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的にその遵守状況の調査を行い、会社経営に対する影響の評価分析を行う。
 - (7) 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、取締役及び使用人の業務執行における法令・定款・社内規程等の遵守状況を監視する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) セイケイは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、管理本部長を責任者と定め、以下に列挙する職務執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により関連資料と共に保存・管理する。取締役及び監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。
①株主総会議事録、②取締役会議事録、③執行役員会議事録、④その他の各種会議体の議事録、⑤取締役を決議者とする社内申請書、⑥取締役を署名者または押印者とする契約書、⑦会計帳簿、計算書類、入出金伝票、⑧官公庁その他公的機関に提出した書類の写し、⑨その他 「文書管理規程」に定める書類。
- (2) 前項に定める情報の保存期間、保存場所及びその方法については、「文書管理規程」に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 営業本部、製造本部及び管理本部の各部課は、「職務権限規程」、「組織・職務権限・業務分掌規定」に基づき付与された権限の範囲内で業務を履行し、その範囲内で、業務の履行に伴う損失の危険（リスク）を管理する。複数の所管に関わる場合は、関係各本部で協議の上、適切に管理する。
- (2) 取締役会及び執行役員会等の会議体における慎重な審議並びに決裁手続の適正な運用により、損失の危険（リスク）を管理する。
- (3) 地震等の大規模災害による被害を受けた場合には、「株セイケイ事業継続計画」に基づき、事業継続または早期復旧・再開を図るための組織として、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、適切に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役の経営者としての職務の遂行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- (2) 取締役の経営者としての職務の遂行がより効率的に行われるべくその業務の遂行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
- (3) 経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため執行役員会及び各種会議体を設置する。
- (4) 執行役員の権限を越える案件については、代表取締役が決裁する制度(稟議制度)を構築する。
- (5) 中期事業計画及び年度事業計画を策定し、それに沿った事業戦略及び経営諸施策の推進・実施を行うと共に、その進捗状況を取締役会にて定期的に検証することにより、効率的に業務を遂行する。

5. 当該株式会社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社間における取引については、法令に従い適切に行う。
 - (2) 親会社が求める水準の社内規程・規則等を整備・運用し、事業報告・財務報告等の重要事項について適時適切に報告する。
 - (3) 親会社内部監査担当部署から定期的に内部監査を受け、その結果の適切なフィードバックを受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、セイケイは監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。当該使用人は、監査役が指定する期間中は、専ら監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補佐するものとし、これに必要な、適正な知識、能力を有するものとする。
 - (2) セイケイは、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

7. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会、その他の重要な会議に出席することができる。
 - (2) 監査役には要請があれば直ちに社内の重要書類、その他関係書類・資料等が提出される。
 - (3) 監査役は、定期的に、代表取締役社長、その他の取締役、執行役員等との連絡会議を開催し、更に、随時必要に応じ、職員も含め執行部側から、報告を受けることができる。
 - (4) 取締役は、会社に著しい損害若しくは影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告を行う。使用人は、必要に応じ、監査役にコンプライアンスに関する内部通報を行うことができる。
 - (5) セイケイは、監査役に対する内部通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内において周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
 - (2) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長と協議の上、特定の事項について、管理本部（財務経理部及び業務部）、その他の各部に対して監査への協力を求めることができる。
 - (3) 監査役は会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図るものとする。
 - (4) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、会計監査人その他社外

の専門家の助言を受けることができる。

- (5) セイケイは、監査役がその職務の執行に係る費用を請求したときは、これに応じるものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) セイケイは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしないことを方針とする。
- (2) セイケイは、上記の方針を、「株式会社セイケイ役職員行動規範」に明記し、全役職員に周知徹底する。反社会的勢力排除に向け、会社全体として対応するため、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入を促進すると共に、総務課を対応部署として、普段より警察、弁護士などの外部専門機関と連携して対応する。

以上